

20 内閣府 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	制度の所管・関係官庁
2020020	地方公共団体の自主市場化テストにおける特例措置特区	地方自治法、地方自治法施行令等	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第25条に規定する秘密保持義務やみなし公務員規定は、同法に定める手続を経て民間事業者に委託された国又は地方公共団体の事務又は事業に従事する者に適用されるもの、すなわち、同法に基づき事務又は事業の実施を民間事業者に委託した結果として、適用関係が生ずる構造となっている。	C	—	1. 「制度の現状」で述べた競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「公共サービス改革法」という。)の構造に照らせば、本件提案のように、公共サービス改革法に基づき民間委託された地方公共団体の事務又は事業の実施に従事する者に係る秘密保持義務やみなし公務員規定について条例で定めることは、公共サービス改革法とは関係のない事項である。 2. 公共サービス改革法の適用範囲の拡大に関する提案については、地方公共団体が、その事務又は事業のうち公共サービス改革法に定める法令の特例を適用する必要なものを実施を、官民競争入札等によって民間事業者に委託することは、公共サービス改革法によらずとも、条例等で必要な手続等を定めて行うことが既に可能であるところ、仮に、地方公共団体の事務又は事業のうち法令の特例を要しないもの(以下「みなし公共サービス改革法の適用範囲を拡大した場合には、官民競争入札等を実施しようとする地方公共団体に対し、公共サービス改革法に基づく審議会その他の合議制の機関の設置や実施方針の策定等の厳格な手続を新たに義務付けることとなるため、地方自治の本旨に照らせば、公共サービス改革法の適用範囲を拡大することによって提案の趣旨を実現することはできない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	—	—	—	条例において、みなし公務員規定を設けることの可否は、地方自治法の問題であり、内閣府の所管する公共サービス改革法において提案の趣旨を実現することはできない。	1046130	地方公共団体が、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)による法令の特例を適用しない任意の市場化テストを行った場合等に、受託民間事業者に対するみなし公務員規定を条例により規定する。また、市場化テストの対象範囲を拡大することで、みなし公務員規定の適用対象を拡大する。	本市では、行政改革を進める中で公共サービス改革法を積極的に活用し、競争原理を導入することでより良質なサービスの提供を目指しているところである。この公共サービス改革法では、地方公共団体について、法令の特例を適用しない業務については対象とされず、現行の法令等に基づき入札等が実施可能とされているところである。しかしながら、この場合、受託民間事業者に対しては公共サービス改革法第25条に規定する秘密保持義務及びみなし公務員規定が適用されない。このため、みなし公務員規定について、条例で担保できるように求めるものである。	この公共サービス改革法においては、国の業務に関しては法令の特例を適用しないに問わず、この法律にのっとり手続きを採った場合、受託民間事業者に秘密保持義務及びみなし公務員規定がかかる。一方、地方公共団体の公共サービスにおいて法の規制がない業務を民間事業者に委託する場合でも、秘密保持義務及びみなし公務員規定の適用が望ましい業務が多数あると考えられるが、これらについては適用されない。このため地方公共団体においては、法令の適用の有無により市場化テストのあり方が異なることとなる。このため、みなし公務員規定を条例により規定することで、より民間事業者へ委託しやすい制度としていたいただき、検討の上回答いたします。	多治見市	総務省内閣府
2020030	民間より「地域再生計画の策定」の提案があった場合の措置	地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定)	3. 2) ① 「なお、地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、特定非営利活動法人等をはじめとするNPO、地域住民、関係団体、民間事業者等を通じて地域のニーズを十分に把握し、反映するよう努めることが望ましい。」	D	—	①地域再生法に対する附帯決議において、「地域再生計画の作成に当たっては、特定非営利活動法人等をはじめとするNPOや地域住民、関係団体、民間事業者等からの意見を十分に反映されるよう配慮すること。」とされており、地域再生基本方針においても、同様の趣旨の規定を置き、その旨地方公共団体に周知徹底を図っているところである。 ②具体的に障害があれば、地域再生事業推進室にご相談下さい。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	—	D	—	1064010	1. 地域再生計画の認定申請の提案が民間より行われた場合に、地方自治体がこれを必要のないものと判断する場合には、特区の提案と同様に、その理由を明示する(努力)義務を明確化する。2. 上記の場合に、開示された理由を充足し、地域再生に結びつけるための国の機関による相談窓口を明示する。	1. この構想は、<市民と行政を結ぶ>ことを理念の根拠に据え、行政情報をはじめ地域情報に関するポータルサイトを「産・官・学」の協働において構築することにより、地域社会の活力を引き出し、又、地域の人的ネットワークを活用して、地域貢献的な事業活動を行う組織の形成することを目的としている。2. 高度情報化社会の実現に向けて、情報弱者のサポートとともに、電子申請などの地域の情報処理能力の向上に努める。3. 地域ポータルサイトを活用して地域共創的な社会を築き、地域の抱える課題解決に寄与する。	1. 地域再生制度の大きな意義は、地域の抱える諸問題を解決するために、地域住民が自ら結集して知恵と力を出し合う事であり、地域再生計画の認定は、地域の意識を統合し、進むべき方向を示す灯台のような働きをするものと理解している。2. 少子高齢化、地域の安全、教育、雇用などの直面する地域課題の解決は、地域の住民の新たな地域コミュニティの形成を通して実現されるように思える。3. このためには、認定申請の提案が民間より行われた場合、一自治体のみでは対応し得ない場合も含めて、必要でないとする理由が明示され、且つ国等の相談機関が明示されることにより、運動をより具体化することができる。	個人	内閣府	
2020040	投資信託委託業及び投資法人資産運用業認可の緩和	—	所掌していない。	E	—	沖繩総合事務局財務部は法改正等の企画立案事務は所掌していない。	—	—	E	—	—	1138070	現行法で規定されている投資信託及び投資法人に関する法律における、投資信託委託業及び投資法人資産運用業の認可について、一定の条件を満たしている場合は、沖縄県内に限り、審査基準を緩和する。	国内・海外の投資信託会社及び投資顧問会社について、『沖繩籍』の投資信託業務の認可の審査基準を緩和する。このうち国内投資信託委託業者は業業務として法に則り、現状認可のない投資顧問会社は特区(沖縄県内)のみ、スポンサーとなる投資信託委託業者からの業務管理の委任を条件とする。取扱商品を私債債権に限定する。また、金融庁長官から沖繩総合事務局財務部へ『投資信託及び投資法人に関する法律』第6条の認可(それに係る第8条の申請、第9条の審査含む)の権限を委任する。従来から委任されている同法第69条及び同法第187条等の権限と併せて、沖繩総合事務局財務部内に専門部署を設立し、拠って沖繩の金融業を振興する。	近年、国民投資への関心及び投資額は増加傾向にあり、投資信託の残高も増加の一路を辿り、国内への投資に止まらず、国外への投資額も増加している。一方で、投資信託を委託される委託業者については、審査基準に基づいた審査後に、内閣総理大臣による承認を必要とする。これらの審査基準を緩和し、沖繩金融特区を設けることにより、沖繩を日本の『ケイマン』と位置づけ、国内からオフショアファンドに流れている資金の還流を目ざすと共に、国外資金の国内投資をめざす。沖繩県内で金融活動が活性化することで、雇用の確保さらには拡大を見こむことができる。投資信託委託業者の健全、公正かつ確かな業務遂行に足る財政的及び人的基礎を確保、担保のため、当該会社の親会社等がスポンサーとなることを条件とする。	社団法人 日本ニュービジネス協議会連合会	金融庁内閣府